

「将来のための代理人サービス」利用規定

第1条 「将来のための代理人サービス」の内容

1. 「将来のための代理人サービス」とは「将来のための代理人サービス」（以下「本サービス」という）とは、預金者が認知・判断能力を喪失することにより、当金庫と取引ができなくなる場合に備え、預金者に代わり取引を行う代理人を予め指定するサービスをいいます。
2. 代理人による取引開始
代理人は、預金者が認知症等になった内容の診断書及び預金者との関係が分かる書類を当金庫に所定の書類とともに届出した時より、代理人による取引を開始できるものとします。
3. 利用いただける預金者
本利用規定に同意し、満18歳以上の個人で本サービスを利用する契約締結能力がある預金者に限ります。
4. 本サービスの利用期間
本サービスの利用期間は、申込日より1年間とします。但し、初年度は申込日の属する年度末（3月31日）までとし、1か月前までに解約の申出が無かった場合には更に1年間延長し、以降も同様とします。

第2条 本サービスの要領

1. 代理人の指定
 - (1) 代理人は、満18歳以上の配偶者又は血縁関係のある二親等以内の親族から1名のみ指定可能です。代理人は、預金者が責任を持って指定して下さい。【注】二親等以内とは父母、祖父母、兄弟・姉妹、子、孫になります。
 - (2) 代理人が上記親族であることを確認させていただくため、戸籍謄本又は住民票の原本をご提示いただけます。
2. 代理人との取引
 - (1) 代理人の取引に当たっては、当金庫が定める各種規定に同意したものとし、当金庫所定の手続に準じて取引いただきます。
 - (2) 指定された代理人は「当座預金を除く預金の入出金、新規開設・解約」「住所・電話番号変更等の諸届」「残高証明書発行」「自動振替の設定」「出資金の譲渡」に関する行為を委任されたものとします。
 - (3) 代理人は取引の都度、本人確認書類をご提示ください。
 - (4) 代理人との取引は、申込店の取引に限定します。預金者に複数の店舗での取引がある場合には、本サービス申込の店舗に取引の集約をしていただきます。
 - (5) 代理人から取引の申込をお受けする際、当金庫は取引の根拠となる書面（請求書や領収書等）の提示を求める場合があります。また、提示がいただけないときは取引をお断りすることもありますので、予めご了承ください。
 - (6) 代理人から取引の申込をお受けする際、疑念や不審な点がある場合、当金庫は取引をお断りすることができるものとします。
 - (7) 本サービスにおける代理人取引開始後に、代理人が払戻・解約取引をする場合には、「将来のための代理人サービス」代理人取引開始届出時に、「将来のための代理人サービス」専用共通印鑑届に押印される代理人届出印を使用ください。
 - なお、取引に当たっては、当金庫所定の手続に準じて取引いただきます。
 - (8) 普通預金以外の預金科目口座（定期預金、定期積金、積立式定期預金等）を解約される場合、一旦普通預金口座に振り替えます。その後、普通預金口座より出金してください。
 - (9) 預金者が希望する場合、バンキングアプリ（残高照会及び取引履歴の確認のみ）を登録してご利用いただくことが可能です。なお、既にバンキングアプリを登録されている場合、ご利用いただける機能を残高照会及び取引履歴の確認に制限させていただきます。代理人取引開始後、新たにバンキングアプリの登録はできません。
 - (10) 預金者から指定されている代理人が、更に他の代理人を指定することはできません。
 - (11) 預金者が提出した所定の書類にて、代理人が解任若しくは変更され、新たな代理人が選任された場合には、従前の代理人の同意がなくとも、新たに選任された代理人を真の代理人として取引します。
 - (12) 本サービスにおける代理人取引開始時に代理人とは別の推定相続人1名に代理人取引開始の郵送通知（配達記録が残る方法）を行います。
3. 代理人との責任の範囲
 - (1) 代理人が行う取引は、預金者自身が行った当金庫との取引と同等の効力が発生します。
 - (2) 代理人が行った行為によって、後日、紛争等のトラブルが発生しても、代理人の責により解決していただき、当金庫は一切責任を負いません。
4. 代理人との取引の開示
当金庫が代理人と行った取引について、預金者の推定相続人から開示請求があった場合、本サービスにおける代理人取引開始後の取引の開示に当金庫は応じるものとします。

第3条 変更・利用停止等

1. 申込内容の変更
指定された代理人の解任や変更等をする場合には、預金者が所定の書類を当金庫へ届出ください。但し、本サービスにおける「代理人取引開始届」を当金庫へ届出した後は、預金者から変更等を行うことはできません。
2. 成年後見人等の届出
預金者又は代理人が、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、当金庫へ届出ください。
3. 本サービスの利用停止（預金者又は代理人の都合による解約）
本サービスの利用停止をする場合には、預金者又は代理人が所定の書類を当金庫へ届出ください。但し、本サービスにおける「代理人取引開始届」を当金庫へ届出した後は、預金者から利用停止を行うことはできません。

第4条 解約等

- 次の事由がひとつでも生じた場合には、当金庫はいつでも、預金者及び代理人へ事前に通知することなく本サービスの利用を停止し解約することができるものとします。
- (1) 預金者又は代理人が死亡した場合。
 - (2) 代理人が認知・判断能力を喪失した場合。
 - (3) 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合。
 - (4) 預金者に成年後見制度の開始があった場合。
 - (5) 本サービスにおける代理人取引開始後、預金者の認知・判断能力が回復した場合。
 - (6) その他、当金庫がサービスの提供が相当でないと判断した場合。

第5条 免責事項

1. 本サービスに関し損害等が生じた場合、当金庫の責によるものを除き、当金庫は一切責任を負いません。
2. 所定の書類を提出されずに行われた手続については、後日、紛争等が生じたとしても当金庫は一切責任を負いません。
3. 代理権が終了する事由（預金者の死亡・成年後見制度の開始等）が発生した後でも、当金庫にサービス利用停止等の届出がない限り、代理人と行った取引は有効であり、それにより生じた損害等について、当金庫は一切責任を負いません。

第6条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、各サービスにかかる規定等により取扱うものとします。

第7条 サービスの終了

当金庫は、預金者及び代理人へ通知することなく、本サービスの全部又は一部を停止することがあります。この場合本サービスの利用期間中であっても、本サービスの全部又は一部が利用できなくなります。

第8条 規定の変更

1. この規定の各条項は、社会情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更することができるものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。